○農林水産省告示第七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5225	株式会社ＡＳＳ	愛知県西尾市城崎町四丁目二十六番地	平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年十二月二十五日まで
5226	北静木材株式会社	静岡県静岡市清水区長崎新田四百七十八番地の四	平成二十七年一月三十日から平成二十八年一月二十九日まで
5227	株式会社丸三北栄商会	北海道札幌市西区八軒九条西十丁目一番六十六号	平成二十七年二月二日から平成二十八年二月一日まで
5228	株式会社小牧	福井県敦賀市余座十三号一番地の一	平成二十七年二月二十三日から平成二十八年二月二十二日まで